

冬が近づき、インフルエンザが流行する季節になりましたが、予防接種はお済みですか？

最近は、「インフルエンザにかかったんですか？ 治るまで出社しないでください！」と総務の担当者に言われるケースが多いと思います。でも「会社を休んだんですけど、仕事がたまつてしまつて大変でした」とか「病気休暇制度がなかったので、有給休暇がなくなつてしましました」との声も聞こえきます。

さて、インフルエンザが労災保険で業務上と認められることがあるのでしょうか？

か、監督署に勤務する勞太君に協子さんが尋ねていま
すので、話を聞いてみてく
ださい。

保
險
勞
災

会社でインフルエンザにかかるたら、**労災ですか？**

それで、お母さんが『会社の中で感染したのなら、労災保険で治療できるんじゃないの?』って言うんだけど、労太、これって業務上になるの?』
「うーん、協子ちゃんのケースは業務上にはならないと思うよ」
「えー! どうして?
私の周りには会社以外で誰もインフルエンザにかかった人はいないのよ。会社の中でインフルエンザがうつたとしか考えられないのに!」
「インフルエンザって、感染症だよね。感染症の業務上の判断は『誰からうつった』じゃないんだよ」
「じゃあ、判断の基準はなんなの?」
「勤務していた場所が、一般のところより、インフルエンザにかかる危険度が明らか高いかどうかが判断基準なんだ。『事業主が、危険度の高い場所での勤務を労働者に命じた。その結

「それじゃあ、インフルエンザに罹患した。だから、業務上なんですね」ということだと思うよ。

協子ちゃんの会社は、電車とか、デパートとか、映画館の中と比較して、インフルエンザがうつる危険度は高くないと思われるから、業務上とは認定できないんだ」

「ふーん。じゃあ、どんな場合が業務上で認定できるの?」

「極端なケースでいうと、鳥インフルエンザのケースがあてはまると思うよ。外国から帰国した人が鳥インフルエンザにかかると隔離されるだろ。その隔離病棟で治療にあたる医療関係者が鳥インフルエンザにかかるれば、明らかに業務上だよね。他の場所との罹患の危険度が明らかに違うからね」

「確かに、一般的の場所よりも、インフルエンザがうつる確率は高いよね。でも、病院内ではマスク・手洗いなどで感染防止をしていても、勤務時間以外の病院の外ではマスクもしていないケースがあると、看護師さんの感染の危険度をどう考えるか悩むと思うよ」

インフルエンザに対する労太君の結論は出ませんでした。けれども、感染症の業務上外の判断の基本線は、海外出張で「その地域にしかない感染症にかかる場合が業務上になる」ということがご理解いただけたのではないかと思います。

皆さんは、インフルエンザの業務上の判断をどうお考えになるのでしょうか。

(元労働保険適用・事務組

Meihoku 平成29年(2017)11月号